【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年２月１日
【会社名】	株式会社エナリス
【英訳名】	ENERES Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　小林　昌宏
【本店の所在の場所】	東京都足立区千住一丁目４番１号東京芸術センター （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	03-6657-5453（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　常務執行役員　最高財務責任者　経営管理本部長　　井村　勝
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地１御茶ノ水ファーストビル
【電話番号】	03-5284-8326
【事務連絡者氏名】	取締役　常務執行役員　最高財務責任者　経営管理本部長　　井村　勝
【縦覧に供する場所】	株式会社エナリス　関西支店 （大阪府大阪市中央区道修町三丁目３番11号旭光ビル８階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．当該事象の発生年月日

平成29年１月31日

２．当該事象の内容

当社の平成29年12月期第１四半期の個別決算及び連結決算において、下記のとおり特別利益を計上するものであります。

（特別利益）

当社が平成28年７月に金融庁へ納付しました過年度決算訂正に伴う課徴金の一部について、元代表取締役社長の池田氏よりその損失補填の支払額180,936千円の入金が平成29年１月31日付にて完了したため、特別利益に計上するものであります。

３．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年12月期第１四半期において、下記のとおり特別利益として計上する予定であります。

〈個別〉

受取補償金（特別利益）	180,936千円

〈連結〉

受取補償金（特別利益）	180,936千円

以　上